

第四十八回国会
衆議院
内閣
委員会
議録
第十五号

昭和四十年三月十一日(木曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 河本 敏夫君

理事 佐々木義武君

理事 永山 忠則君

理事 田口 誠治君

理事 山内 広君

井原 岸高君

高瀬 傳君

淡 徹郎君

稲村 隆一君

角屋堅次郎君

出席政府委員

科学技術政務次官

官 額綱 彌三君

総理府事務官

(科学技術庁長官官房長) 小林 貞雄君

総理府技官

(科学技術庁計画局長) 梅澤 邦臣君

総理府技官

(科学技術庁研究調整局長) 高橋 正春君

総理府事務官

(科学技術庁振興局長) 江上 龍彦君

委員外の出席者

議員 大出 俊君

専門 員 加藤 重喜君

三月十一日

委員渡徹郎君及び受田新吉君辞任につき、その補欠として福永健司君及び栗山礼行君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員福永健司君及び栗山礼行君辞任につき、その補欠として渡徹郎君及び受田新吉君が議長の指名で委員に選任された。

の補欠として渡徹郎君及び受田新吉君が議長の指名で委員に選任された。

三月九日

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(中村高一君外八名提出、衆法第九号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(中村高一君外八名提出、衆法第九号)科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

○河本委員長 これより会議を開きます。

中村高一君外八名提出の駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

法律第五十八号の一部を次のように改正する。

第六條を次のように改める。

(意見の陳述)

第六條 駐留軍関係離職者又は第二條第一号、第四号及び第八号に掲げる者に該当する労働者である者の意見を代表する者は、中央協議会の求めに應じ、又は自ら、中央協議会の会議において意見を述べることができる。

2 中央協議会は、前項の規定により意見が述べられるときは、その意見を尊重するよう努めなければならない。

第十條の次に次の三條を加える。

(就職指導等)

第十條の二 公共職業安定所は、駐留軍関係離職者であつて次の各号に該当すると公共職業安定所長が認定したものに對し、労働省令の定めるところにより、その者の再就職を促進するため必要な職業指導(以下「就職指導」という。)を行ふものとする。

一 当該離職の日が昭和三十二年六月二十二日以後であること。

二 第二条第二号に規定する契約に基づき雇用する労働者、同条第三号に規定する諸機関が雇用する労働者又は同条第一号に掲げる者に該当する労働者若しくはこれに相当する労働者であつて政令で定める者として一年以上在職していたこと。

三 労働の意思及び能力を有すること。

四 当該離職の日以後において新たに安定した職業についたことのないこと。

五 前にこの項の規定による認定を受けたことのないこと。

2 公共職業安定所は、駐留軍関係離職者であつて次の各号のいずれかに該当すると公共職業安定所長が認定したものに對しても、前項の就職指導を行ふことができる。

一 前項各号(第四号を除く。)に該当する者であつて当該離職の日以後新たに安定した職業についた日の翌日から起算して一年以内にその者の責に帰すべき理由又はその者の都合によらないでさらに離職したものの

二 前項の規定による認定を受けた後において新たに安定した職業についたことによりその認定が第五項の規定により取り消された者であつて当該職業についた日の翌日から起算し

て一年以内にその者の責に帰すべき理由又はその者の都合によらないでさらに離職し、かつ、その離職が前項第一号の離職の日の翌日から起算して三年以内であるもの

3 公共職業安定所長は、前二項の規定による認定を受けた者に対して、公共職業訓練を受けることその他のその者の再就職を促進するために必要な事項を指示することができる。

4 第一項及び第二項の規定による認定は、当該認定を受けた者の第一項第一号の離職の日の翌日から起算して三年を経過したときは、その効力を失ふ。

5 公共職業安定所長は、第一項又は第二項の規定による認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

一 労働の意思又は能力を有しなくなつたとき。

二 新たに安定した職業についたとき。

三 正当な理由がなく、第一項の就職指導を再度受けず、第三項の規定による指示に再度従わず、又は公共職業安定所の紹介する職業につくことを再度拒んだとき。

四 偽りその他不正の行為により、就職促進手当の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(就職促進手当)

第十條の三 国は、前条第一項又は第二項の規定による認定を受けた者に対して、その就職活動を容易にし、かつ、生活の安定を図るため、政令の定めるところにより、就職促進手当を支給することができる。

2 就職促進手当の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。

3 租税その他の公課は、就職促進手当を標準と

して課することができない。

(就職促進指導官)

第十条の四 第十条の二第一項の就職指導は、職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第三十条第一項の就職促進指導官に行なわせるものとする。

第十八条の見出しを「(援護業務)」に改め、同条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 公共職業安定所の紹介により駐留軍関係離職者を雇い入れる事業主に対して雇用奨励金を支給すること。

第十八条第二項第三号中「一部改正法律」を「駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第五十八号)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 駐留軍関係離職者であつて当該離職の日の翌日からこの法律の施行の日の前日までの期間が二年をこえるものに対する改正後の第十条の二の規定の適用については、同条第二項第二号中「前項第一号の離職の日の翌日から起算して三年」とあり、同条第四項中「当該認定を受けた者の第一項第一号の離職の日の翌日から起算して三年」とあるのは、「駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第 号)の施行の日から起算して一年」とする。

3 雇用奨励金は、昭和四十年三月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に改正後の第十八条第二項に規定する駐留軍関係離職者を雇い入れた事業主に対して、支給することができる。

理 由

駐留軍関係離職者等臨時措置法の施行状況にかんがみ、駐留軍関係離職者等の意見を代表する者が自ら中央駐留軍関係離職者等対策協議会の会議

において意見を述べることができるようにし、駐留軍関係離職者に対し就職指導及び就職促進手当の支給を行ない、並びに駐留軍関係離職者を雇い入れる事業主に対し雇用奨励金の支給を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約六億一千五百万円の見込みである。

○河本委員長 提出者より趣旨の説明を聴取いたします。大出俊君。

○大出議員 すでに所定の手続を経まして、一昨日各位のお手元に法案が届けをいたしておりましたので、提案理由の説明をその説明書に基づきましていたします。

私は日本社会党を代表いたしましたして、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案の提案理由の説明を行ないます。

御承知のように、駐留軍労働者はきわめて雇用の不安定な立場に置かれております。一昨年、日米共同声明によつて、米国のドル防衛戦略変更のために六千人の労働者が解雇されました。このような解雇の状況の中で、政府は、昨年六月二十六日の閣議において、これらの離職者については積極的に再雇用につとめると言明しておりましたが、その後再就職することのできた離職者は、このうちわずかに二千人を数えるにすぎなかったであります。

この例をはかいたしましても、今までの駐留軍労働者の再就職の状況を見ますとき、きわめて不安定な立場に置かれていまして、きわめてその離職後の措置についても多分に不備な点が多いのであります。たとえば炭鉱離職者、金属産業関係離職者に与えられていた離職対策と比較いたしますと、その対策はきわめて不十分と言わざるを得ないのであります。特に、駐留軍の離職者は中高年齢

層が多く、その再就職はきわめて困難な状況にあります。これらに見地に立ちますとき、駐留軍関係離職者等につきましても、その就職対策をさらに積極的にする必要があると思ふのであります。こういふ理由から考えまして、日本社会党といたしましては、現行法の一部の改正を加え、駐留軍関係離職者等の再就職を積極的にしたいと考えているのであります。

次に、この法律案の概要について御説明を申し上げます。

まず、第一に駐留軍関係離職者等の意見を代表する者が、みずから中央駐留軍関係離職者等対策協議会の会議において意見を述べることができることとしたしまして、駐留軍関係離職者に対する国の施策の実施に駐留軍関係離職者の意見がなるべく反映するようはかりました。

次に第二点としましては、すでに炭鉱離職者に対して行なわれております特別の就職指導と、その就職指導を受ける間に支給される就職促進手当の制度を駐留軍関係離職者にも実施することとしたしまして、離職者の再就職の円滑な促進をはかることとしたいたしました。

第三に、これもすでに炭鉱離職者や金属産業等離職者に対しては実施されておるものではございますが、駐留軍関係離職者を雇い入れる事業主に對し、雇用奨励金の支給を行なうことにいたしました。離職者の再就職の促進をはかるためでございます。

以上が、本改正法案の概略の趣旨であります。この際政府といたしましては、雇用主たる責任を痛感されまして、これら離職者を健全にして安定した職場に再就職させるための措置を促進し、生活の安定をはかることが肝要であらうと思ふのであります。

何とぞ慎重御審議の上、本改正案に御賛成くださいんことをお願いする次第であります。

以上で提案理由を終ります。(拍手)

○河本委員長 次に、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、これを許します。佐々木義武君。

○佐々木(義)委員 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案の内容は、航空宇宙技術研究所の支所を設けるといふ点と定員の増加の二点でございますが、この二点にしろりまして御質問をしたいと思います。どうぞ簡略にお答えいただければ幸いです。

まず、航空宇宙技術研究所におきまして、現在どういふふうな研究をしておるのか、また今後どういふ方針で研究を進めていくのか、その辺から御質問したいと思ひます。

○江上政府委員 お答え申し上げます。

現在、科学技術庁の付属機関の一つとして航空宇宙技術研究所が三鷹に本所、調布に分室を設けて、航空及び宇宙関係の研究を行なっておりますが、現在行なっております研究の内容は、大別して三つに分かれます。一つは超・超音速航空機の開発でございます。いま一つはV・STOLと申しまして、垂直及び短距離離着陸の航空機の開発でございます。第三はロケット関係の開発でございます。それを航空宇宙技術研究所の研究の三本の柱として、現在それぞれ研究を進めていくわけでございます。今後におきましても、この三つの柱の研究をさらに進めまして、特に現在最も進んでおりますV・STOL関係につきましては、研究も第二段階に現在入っておりますが、四十二年度から現実の実機の試作研究の段階に入る、こういふ方針で研究を進めていくわけでございます。

○佐々木(義)委員 概略わかりましたが、この支所というものを設ける必要性、並びにその支所で何をなさるのか。

○江上政府委員 ただいま設置法の改正を御審議願っておりますが、角田支所を設置する目的は、大きく分けて二つございまして、一つはV・STOLの研究が、先ほど申し上げましたように第二段階に入りまして、第二段階の研究といたしまして

はこれのエンジンを現実に吹かせまして、これの高度制御の実験、そのために大規模な設備、フライングテストベッドとか、高度試験制御装置というより大規模な設備が要る段階に入つたわけでございます。

それからいま一つは、宇宙開発の一環といつたしまして、ロケットの研究の一部を航空宇宙技術研究所で行なっておりますが、液体燃料を中心とした研究を行ないたいということで、現在の航空宇宙技術研究所の敷地では、本所、分室合わせまして五万坪に足りませんので、約三十万坪の土地を角田に設けまして、その二つの研究を行ないたいと思っております。御存じのようにジェットエンジンは非常に大きな音がいたしまして、相当大きな面積がございまして、周囲に騒音の被害を及ぼすということで、施設そのものが非常に大規模であります。ほかに、相当大きな面積の土地が要するということもございまして、事情はロケットについても同様でございますが、さしあたり四十年度につきましては、V.T.O.L.の関係を中心とする施設を設けたい、かように考えておるわけでございます。

○佐々木(義)委員 現在直ちに垂直及び短距離離着陸機の研究を行なわなければならないという理由は、どういふ理由ですか。

○江上政府委員 御存じのように、わが国は土地が非常に狭く、かつ人口が稠密でございます。ところが、飛行機はだんだん大型化、高速化いたしますと、普通の飛行機ですと、非常に大きな飛行場が要る、離着陸距離がだんだん長くなる傾向にございますが、わが国のようなところにおきましては、なるだけ短い距離で離陸、着陸を行なえるということが、わが国の土地の有効利用、あるいはわが国土の事情からして最も実情に適するといふことで、これは世界各国いずれも手をつけておる研究でございますが、特にわが国のような地形条件のところにおきましては、こういう垂直及び短距離離着陸機の研究というものは、特に重要であると考えられるわけでございます。

○佐々木(義)委員 現在航空宇宙技術研究所にお

きましてロケットの開発研究をやります、また新設の支所においてもロケットに関する研究を行なうという予定だと聞きますが、日本の宇宙開発の現状並びに今後の構想というものを聞かしていただきます。

○高橋(正)政府委員 現在わが国におきます宇宙開発の現状は、簡単に申しますと、大きな二つの流れ、一つは東大を中心といたしましていわゆる科学衛星と申しますか、宇宙開発のための宇宙の科学的ないろいろな現象をとらえるための科学衛星の打ち上げということがございます。もう一つは、いわゆる実用面と申しますか、種々の経済の発展でありますとかあるいは福祉というよりな面を最終の目的といたしますための実用化の分野、このように大きく分けられるかと思ひます。

将来にわたります宇宙開発がいかなる方向にまいますかというところにつきましては、現時点におきましては、宇宙開発審議会の答申の線によりまして具体的に今後事が行なわれていくだろうと思っておりますけれども、特に重要な問題は、御指摘のございました東大と科学技術庁と両者がいかに協力いたしましたして開発を進めていくかというところだと思ひます。これにつきましては、ただいま両者の間におきまして今後の具体的な方策につきまして審議の過程でございまして、この原案に基づきまして、これを宇宙開発審議会等の議を経まして今後の方針として確定をいたしていくという手順になっております。ただいま具体的な案につきましては審議中でございまして、詳細を申し上げることはお許しを願ひたい、かように存じます。

○佐々木(義)委員 いろいろまだ問題があるようですけれども、宇宙関係の質問はそのくらいにいたしまして、臨調の報告で「科学技術行政の改革に関する意見」というのが出ております。これは私たいへんけっこうなものだと思ひます。そこで、この科学技術会議に対して政府としては一体どういふ所信を持っているのか、それだけお聞かせいただきますかと思ひます。

○綱織政府委員 お答えします。

御承知のように、臨時行政調査会では、科学技術行政に関する答申をいたしまして、現在の科学技術会議を改組して、閣僚を主たる構成メンバーとする科学技術会議を内閣に置き、政治的側面から国の最高方針を審議すること、二、科学技術庁の企画調整機能を強化し、大学における研究をもその調整対象にすること、三、科学技術庁に科学技術政策委員会及び原子力委員会を付置すること等について申し述べられていたわけでございます。私もその一環としていたしまして、この答申につきましては、ただいま佐々木委員のお説のように非常に適切なものであると考えておるわけでございしますが、しかし、科学技術振興に対して全般的に非常な影響を及ぼすところがあるわけでございまして、ことに原子力委員会等のできましていきさつも考えていかなければなりませんし、従来の学術の研究等、科学技術庁の実情に徴して科学技術振興とすることにつきましては、なお十分に調整をとらなければならぬという関係のあることも、十分御承知のとおりだと思ひます。そこで、そういうような問題は、大きな問題として考えられておりますので、私も、この臨時行政調査会の答申の趣旨を尊重しつつ慎重に考えまして、できるだけ早くその方向づけをきめたいと考えております。

○佐々木(義)委員 今度の改正案で四十六名の増員を考へておられるようでございますが、これはどういふところに配置されるのか。また、昭和四十年九月三十日までの間に特別に何か定めがあるように聞いておりますけれども、そういう点はどうかになっておりますか。

○小林(貞)政府委員 今回の定員は四十六名の増でございますが、これを内閣的に御説明申し上げますと、科学技術庁の付属機関で四十七名の増、それから本庁で一名の移しかえて一名の減、差引四十六名の増ということになるわけでございしますが、この付属研究機関の四十七名の増の内訳を申し上げますと、先ほど御説明申し上げましたように、

航空宇宙技術研究所におきましては、角田の支所

拡充を中心といたしまして、さらに超音速機の研究を進めるとか、あるいはロケットの開発をさらに進めるとか、あるいはいろいろな関係から十名の増加をするということを考えております。それから金属材料技術研究所につきましては、いろいろと要望の強い材料試験等を拡充するために必要人間だとか、あるいは特殊材料の研究をさらに進めていかなければならぬ等の関係がございまして、これ十七名、それから防災科学技術センターにつきましては、まだできまして緒についたばかりでございますので、さらに一、二名の研究者をふやしてまいりたい。たとえば雪害の研究等いろいろ今後進めていかなければならぬ強い要請もございしますので、そういう人間を入れますと十二名でございます。それから宇宙開発推進本部につきましては、御指摘のように宇宙開発を大いにやらなければならぬ推進母体としてこの強化をはかる必要がございしますので、いろいろとそれに必要な人間八名、これらを合計いたしました四十七名の人間を研究機関の定員増としてお願いするわけでございします。それから一名の減になります移しかえと申しますのは、科学アタッシェをOECDに今回つくることを案として決定したわけでございします。御承知のように、OECD加盟以後、技術関係の仕事が非常にふえております。本来、技術というものは国際交流が盛んなものでございしますので、そういう意味でわが国としてもこれに積極的に参加をする必要があるわけでございしますが、さような意味で、専任の科学技術アタッシェをOECDに一名つけるということに踏み切つたわけでございしますが、それに応じて当庁の職員を外務省に移しかえるというようことで一名減、差引引き四十六名ということになるわけでございします。

なお、最後に御指摘の期間を一名につきましてゆとりを認めておりますのは、これは外務省に移しかえをいたします時期が法律に書いてございします。九月三十日になる予定でございしますので、そ

の関係で期面を一名だけずらしておる、かような状況に相なっております。

○佐々木(義)委員 いまのOECDにアタッシェを常駐させる、たいへんけっこうなことだと思ひますが、現在OECDの科学技術部門でどういふ活動状況をわが国ではしておりますか。概略お話し願ひます。

○江上政府委員 OECD加盟以来、OECDの活動の実情がよりよく明らかになってまいりましたけれども、科学技術部門は、OECDの非常に広範囲にわたる活動の中でも最も活気を呈しておる部門でございます。恒常的な会議といたしましては、OECDの中に科学研究委員会、それから科学技術要員委員会、この二つがおもな委員会でございまして、わが国が加盟以来すでに六回会議が行なわれております。私どものほうで派遣いたしましたのが、延べ現在までに七人でございす。御存じのように、OECDの活動というのは、常に同じメンバーが出ておまして、いわば非常にサロンの雰囲気の中で活発な討議が行なわれるということでございますので、常時これらの委員会には同じ人が出なければならぬという実情であるわけでございます。

それからOECDプロパールの活動とは一応形の上では別になっておりますけれども、科学関係閣僚会議というものをOECDが事務局となつて行なっております。これは一昨年佐藤総理が科学技術庁長官時代にオブザーバーとして出席されましたのが第一回でございますが、それが隔年に開かれることになっております。ことしの十月にまた開かれる予定になっております。そのための準備といたしまして、科学政策中間委員会というのがございまして、これにはOECD各加盟国の高級官僚、次官クラスの人が集まつて、そのための準備をすることになっております。そういうたようなことで、非常にOECD関係の活動は活発であるのみならず、それに関する書類等も、現地のアタッシェの言によりまして、毎月二トランクくらいあつて、積んでおくよりほかないというくらいい

非常に大量にわたるものでございます。現在はOECDに科学技術アタッシェがわが国の代表部におりませんために、フランス大使館に出ておりますアタッシェが事実上業務の形でこれに当たつておるわけでございますが、とうていさばき切れないという実情でありますので、最低一名はOECD代表に科学技術アタッシェを置くことが必要である。これは現地でも非常に熱望しておつたのですが、よりよく今設置の運びになつたという実情でございます。

○佐々木(義)委員 たいへんけっこうだと思ひます。ただいまの御説明ですと、本庁の増員がないというお話ですが、ことしの予算でたいへん問題になつた非金屬無機材料基礎研究所の準備室でございすか、これをつくるように予算が取れたように聞いておりますが、そのほうの増員はどういうふうになつておるのか。

○梅澤政府委員 是非金屬無機材料基礎研究所は、四十一年度で設置したいという目途でございまして、御質問のいまの人間の関係でございす。これにつきましては、特に金属材料技術研究所のほうで先ほどの三名増員をさせていたいただきまして、その関係とわれわれのほうの人間数名とで準備室をつくつて、ことしのうちにこの準備室で五カ年計画をつくり、その間には学者からなる委員会を四月から設置いたしました。そこで四十一年を目途といたします研究所の内容、研究課題等の計画をするということで、目下検討中でございます。

○佐々木(義)委員 研究員の増員については非常にけっこうですが、これを確実に確保するということになりまして、ただいまの給与等ではなかなかいい人が得られないということを私もしばしば経験したのですが、こういう処遇改善の措置等は、一体どうするのでしょうか。

○梅澤政府委員 科学技術者の養成につきましては、文部省において理工科系学生の増員計画というものををつくりまして実施されておりますが、われわれのほうでも、公務員の海外派遣とか国内研

究留学とかによつて質の向上につとめております。しかし、おっしゃるとおり、待遇の問題につきましては、先般の給与改訂で中だるみを直しまして、できるだけ大学の方々と交流ができるような処遇に持っていきたいということで、これに近づいておりますが、まだ抜本的な形になつておりません。したがしまして、いまの科学技術会議の中に人材養成並びに処遇改善の問題につきまして部会を設けまして、目下そこで抜本的な改革の検討をしていただいております。これは目途といたしましては、タイミングは大体ことしのうちには何とか結論を出したいということを進んでおります。

○佐々木(義)委員 私、これで質問を終わります。

○河本委員長 次会は、明十二日金曜日午前十時理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時九分散会